

同行援護重要事項説明書

しゃかいふくしほうじんこものちょうしゃかいふくしきょうざかい
社会福祉法人菰野町社会福祉協議会

こものちょう
菰野町ホームヘルパーステーションけやき

ほんじゅうようじこうせつめいしょ
本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に
たい しゃかいふくしほうだい じょう もと とうじぎょうしょ りょうけいやく ていけつ きぼう かた
対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの
ないよう けいやくじょう ちゅうい せつめい
内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 事業者

めい しょく 名 称	しゃかいふくしほうじん こものちょうしゃかいふくしきょうざかい 社会福祉法人 菰野町社会福祉協議会
しょざいち 所在地	みえけん みえ ぐんこものちょうおおあざうるだ ばんち 三重県三重郡菰野町大字潤田1281番地
でんわばんごう 電話番号	059-394-1294
だいひょうしやしめい 代表者氏名	かいちょう ひら い みつる 会長 平井 満
せつりつねんげつ 設立年月	しょうわ ねん がつ にち 昭和52年9月28日

2 事業所の概要

じぎょう もくでき 事業の目的	しょうがいしや じ じりつ にちじょうせいかつ いとな 障害者(児)が自立した日常生活を営むことができるよう、 しょうがいしや にちじょうせいかつおよびしゃかいせいかつ そうごうてき しん 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 い か しょうがいしやそごうしんほう もと てきせい どうこうえんご (以下、「障害者総合支援法」という。)に基づき適正に同行援護を ていきょう もくでき 提供することを目的にしています。
じぎょうしょ めいしょく 事業所の名称	こものちょう 菰野町ホームヘルパーステーションけやき
じぎょうしょ 事業所の しょざいち 所在地	みえけん みえ ぐんこものちょうおおあざうるだ ばんち 三重県三重郡菰野町大字潤田1281番地
でんわばんごう 電話番号	059-391-2216
ばんごう ファックス番号	059-394-3422
でんし 電子メールアドレス	komono-f@m2.city-net.ne.jp
かんりしやしめい 管理者氏名	ざいたくふくしか むぎしま みきよ 在宅福祉課 麦島 美紀代

<p>しゅたいしようしゃ 主たる対象者</p>	<p>しんたいしようがいしゃ しかくしようがいしゃ 身体障害者(視覚障害者) しょうがいじ しかくしようがいじ 障害児(視覚障害児)</p>
<p>じぎょうしょ 事業所の運営 ほうしん 方針について</p>	<p>きょよくくかいごとうじゅうじしゃ 1 居宅介護等従事者(ホームヘルパー)は、ご利用者様等が自立した にちじょうせいかつまた しやかいせいかつ いとな 日常生活又は社会生活を営むことができるよう、そのご利用者様の しんたい た じょうきょうおよび お かんきょう おう がいしゅつじ 身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時に いどうちゅう かいご てきせつ こうかてき おこな おける移動中の介護を適切かつ効果的に行います。</p> <p>きょよくくかいごとうじゅうぎょうしゃ 2 居宅介護等従業者(ホームヘルパー)は、ご利用者様等の意思及び人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立ってサービスの提供を行います。</p> <p>じぎょう じっし あ ちいき かてい むす じゅうし 3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、 かんけいしちょうそん た しょうがいふくし じぎょうしゃ ちいき ほけん いりょう 関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・ ふくし めんみつ れんけい つと 福祉サービスとの綿密な連携に努めます。</p>
<p>かいせつねんげつ 開設年月</p>	<p>へいせい ねん がつ にち 平成15年4月1日</p>
<p>じぎょうしょ 事業所が おこ 行なっている ほか ぎょうむ 他の業務</p>	<p>かいごほけんほう 【介護保険法】 していほうもんかいご 指定訪問介護 だいいちごうほうもんじぎょう 第一号訪問事業 じょうがいしやそうごうしえんほう 【障害者総合支援法】 していきょよくくかいご じゅうどうほうもんかいご ふく 指定居宅介護(重度訪問介護を含む) へいせい ねん がつ にちしてい 平成12年2月21日指定 へいせい ねん がつ にちしてい 平成30年4月1日指定 していどうこうえんご 指定同行援護 へいせい ねん がつ にちしてい 平成23年10月1日指定</p>

3 事業実施地域

<p>つうじょう ていきようちいき 《通常のサービス提供地域》</p>
<p>こものちゅうぜんいきおよ よっかいちし すいざわ さくら あがた ほ ぼ ちく 菰野町全域及び四日市市(水沢、桜、県、保々地区)</p>

4 営業日・時間

<p>えいぎょうび じかん 営業日</p>	<p>ねんじゅうmuきゅう 年中無休</p>
<p>うけつけじかん 受付時間</p>	<p>げつようび きんようび じ ぶん じ 月曜日～金曜日 8時30分～17時</p>
<p>えいぎょうじかん 営業時間</p>	<p>じ じ 7時～22時</p>
<p>ていきようじかんたい サービス提供時間帯</p>	<p>じ ふん じ ふん 7時15分～21時45分</p>

5 職員の体制 <主な職員の配置状況>

職種	常勤	非常勤	指定基準
1. 管理者(兼務)	1		1名
2. サービス提供責任者(管理者含む)	8		1名
3. 居宅介護等従業者(ホームヘルパー) ※管理者、サービス提供責任者を含む。	9	17	2.5名

当事業所では、ご利用者様に対して指定訪問介護、指定居宅介護、指定重度訪問介護、同行援護及び移動支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 「同行援護計画」とサービス内容(契約書第3条・第4条参照)

当事業所では、下記のサービス内容から「同行援護計画」を定めて、サービスを提供します。「同行援護計画」は、ご利用者様やご家族様に事前に説明し、同意をいただくとともに、ご利用者様の申し出により、いつでも見直すことができます。

(2) 利用者負担額(契約書第5条参照)

《主な内容》

移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む)
移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

上記サービスの利用に対しては、当該市町村長が定める額とし、当該同行援護が法定代理受領サービスであるときは、その1割を事業者にお支払いただきます。ただし、ご利用者様の受給者証に記載された月額上限額の範囲内とします。

(3) サービス利用にかかる実費負担額(契約書第5条参照)

サービス提供に要する下記の費用は、上記の同行援護の費用の対象ではありませんので、実費をいただきます。

① 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。

(サービス利用料とともに1か月ごとにお支払いいただきます。)

(自動車を使用した場合、通常の範囲を超えた地点から1キロメートルにつき20円をいただきます。)

② サービス提供にかかる公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料等が必要な場合、その実費をいただきます。

また、飲食店で外食をした場合、同行するホームヘルパーの飲食代をご負担いただきます。（サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。）

（4）利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記（1）（2）、及び（3）の①の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月26日までに、以下のいずれかの方法により、お支払いいただけますが、原則「A：自動口座引き落とし」の方法でお願いしています。

（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。）

A：自動口座引き落とし

（ご指定の金融機関の口座から前月分を引き落とします。）

B：現金払い

（毎月15日までに前月分をお支払い願います。）

（5）利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

① 利用予定日の前に、ご利用者様の都合により、利用を中止又は変更することができま

す。この場合にはサービスの実施日の前日17時までに事業所に申し出てください。

② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた

場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

ただしご利用者様の体調不良等やむを得ない場合は取消料はいただけません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用者負担相当額

7 サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

① 同行援護の支給決定を受けた方で、当事業所のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業所のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。

② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、同行援護計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は受給者証記載の支給期間と同じです。

③ 同行援護の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、ご利用者様の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

① ご利用者様が当事業所に対し7日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、ご利用者様の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。

② 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様やご家族様などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、ご利用者様は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

③ ご利用者様がサービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内にお支払いいただけない場合、またはご利用者様やご家族様が事業所やホームヘルパーに対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業所は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。

④ 当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

① 同行援護の支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）

② ご利用者様が亡くなった場合

(4) サービス内容の変更

訪問時に、ご利用者様の体調等の理由で同行援護計画で予定されていたサービスの実施ができない場合には、ご利用者様の同意を得てサービス内容を変更します。

その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 受給者証の確認（契約書第3条参照）

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があつた場合は速やかにホームヘルパーにお知らせください。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいま

ねが
すようお願ひします。

(6) ホームヘルパーの禁止行為

ていきょう つぎ がいとう こうい おこな
ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② ご利用者様若しくはご家族様等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ ご利用者様若しくはそのご家族様等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ ご利用者様のご家族様等に対するサービスの提供
- ⑤ 飲酒・喫煙及び飲食（同行援護等においてご利用者様の同意を得てご利用者様と一緒に飲食を行なう場合は除きます。）
- ⑥ 身体拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為（ご利用者様又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除きます。）
- ⑦ その他ご利用者様もしくはそのご家族様に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

8 サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

とうじぎょうしょ
当事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、
りょうしやさま
ご利用者様にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでも
もうで
お申し出ください。なお、同行援護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日
ねんかんほぞん
より5年間保存します。

(2) ご利用者様の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条 参照）

とうじぎょうしょ
当事業所では
かんけいほうれい
関係法令（及び菰野町社会福祉協議会個人情報保護規定）に基づいて、ご利用者様の
きろく
記録や情報を適切に管理し、ご利用者様の求めに応じてその内容を開示します。（開示
さい
に際して必要な複写料などの諸費用は、ご利用者様の負担となります。）

9 損害賠償保険への加入（契約書第9条 参照）

ほんじぎょうしや
本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

ほけんがいしやめい
保険会社名
ほけんめい
保険名
ほじょうがいよう
補償の概要

どうわそんがいほけんかぶしきがいしや
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

しゃかいふくしきようぎかいそうごうほしょう
社会福祉協議会総合保障プラン

ばいしょうほじょうげんどがくたいじんおくえんたいぶつ
賠償補償限度額 対人：1億円 対物：1,000万円

かんりざいぶつほじょうげんどがく
管理財物補償限度額 200万円 など

10 苦情等の受付について（契約書第14条 参照）

（1）当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、ご利用者様のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、ご利用者様の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○管理者 麦島 美紀代 Tel059-391-2216 FAX 059-394-3422

○苦情・相談受付担当者 久野 美穂 Tel059-394-1294 FAX 059-394-3422

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:00

<苦情解決責任者 事務局長 秋山 由紀夫 059-394-1294>

（2）第三者委員

当事業所では、以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見等をいただいている。ご利用者様は、当事業所への苦情やご意見を「第三者委員」に相談することもできます。

名前	連絡先
南川 久美子	苦情・相談受付担当者へ
伊藤 博之	ご連絡ください。

（3）行政機関その他苦情受付機関

菰野町役場	所在地 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地 電話番号 059-391-1123 FAX 059-394-3423 受付時間 平日8:30～17:00
三重県 社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 三重県津市桜橋2丁目131 電話番号 059-224-8111 FAX 059-213-1222 受付時間 平日9:00～17:00

※ 上記以外にご利用者様の障害福祉サービス受給者証交付市町村窓口でも苦情等の申し出が可能です。

11 緊急時及び事故発生時等における対応方法

（1）サービス提供中等でご利用者様の病状等の急変、他の緊急事態が生じた場合、担当職員は速やかに主治医等に連絡し、必要な措置を行ふとともに事業者に報告します。

（2）サービス提供中等で天災その他の災害が発生した場合、担当職員は必要によりサービスご利用者様の避難等を行ふとともに事業者に連絡の上その指示に従います。

（3）事業者は、上記の対応及びサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに

市町村、ご利用者様のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行い、その内容を記録します。

12 虐待防止に関する事項

ご利用者様の人権、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号の掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置しています。
虐待防止に関する責任者 事務局長 秋山由紀夫
- (5) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（ご利用者様のご家族等高齢者・障害者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに市町村に報告します。

13 感染症の発生及びまん延防止について

当事業所は、事業所内外での感染症の発生及びまん延防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の発生及びまん延防止を啓発・普及するための研修や訓練の実施を定期的に行い、研修を通じて、感染症対策の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 感染症の発生及びまん延防止のための指針を定めます。
- (3) 感染症の発生及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。

14 事業継続計画の策定について

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対し必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、従業者に対し事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行います。

15 身体拘束等の禁止に関する事項

- (1) 事業所は、障害福祉サービスの提供に当たっては、ご利用者様又は他のご利用者様の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。
- (2) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
 - ② 身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
 - ③ 身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施します。

16 提供するサービスの第三者評価の実施状況

- | | |
|-----------------|----|
| (1) 実施の有無 | なし |
| (2) 実施した直近の年月日 | なし |
| (3) 実施した評価機関の名称 | なし |
| (4) 評価結果の開示状況 | なし |

【説明確認欄】

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

どうこうえんごりょう
同行援護利用にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行い、
どうい え こうふ
同意を得て交付しました。

じぎょうしゃ
事業者

しょざいち
(所在地) みえけん みえ ぐんこものちょうおおあざうるだ ばんち
三重県三重郡菰野町大字潤田1281番地
めいしょう
(名称) しゃかいふくしほうじんこものちょうしやかいふくしきょうぎかい
社会福祉法人菰野町社会福祉協議会
せつめいしゃ
(説明者) しょぞく こものちょう
所属 菰野町ホームヘルパーステーションけやき

しめい
氏名



わたし けいやくしょおよ ほんしょめん
私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける同行援護の
じゅうよう じこう ていきょうかいし どうい こうふ う
重要な事項について、サービスの提供開始に同意し、交付を受けました。

りょうしやさま
ご利用者様

しめい
氏名

いん
印

しょめいだいこうしや だいりにん しめい
署名代行者・代理人 氏名

いん
印

つづき がら
続柄

だいひつり ゆう
代筆理由